電気需給約款

（高圧・特別高圧）

2026 年 12 月 1 日実施

日産自動車株式会社

（小売電気事業者登録番号：A0936）

電気需給約款目次

Ⅰ総則

１．　適用 P. 5

２．　電気需給約款の変更 P. 5

３．　定義 P. 5

４．　単位および端数処理 P. 8

５．　実施細目等 P. 8

Ⅱ契約について

６．　電気需給契約締結前の確認事項 P. 8

７．　契約の要件 P. 9

８．　電気需給契約の成立および契約期間 P. 9

９．　需要場所 P. 10

１０．電気需給契約の単位 P. 10

１１．供給の開始 P. 10

１２．供給電気方式、供給電圧および周波数 P. 10

１３．供給の単位 P. 10

１４．電気需給契約書の作成 P. 10

Ⅲ料金および契約種別

１５．料金 P. 11

１６．契約種別 P. 11

１７．特別高圧電力 P. 11

１８．高圧電力 P. 13

１９．自家発補給電力 P. 15

２０．予備電力 P. 18

２１．臨時電力 P. 19

Ⅳ料金の算定および支払い

２２．料金の適用開始の時期 P. 20

２３．料金の算定期間 P. 20

２４．使用電力量等の計量 P. 20

２５．料金の算定 P. 20

２６．料金の支払義務ならびに支払期日 P. 21

２７．料金その他の支払方法 P. 22

２８．保証金 P. 22

Ⅴ使用および供給

２９．適正契約の保持 P. 23
３０．契約超過金 P. 23
３１．力率の保持 P. 23
３２．需要場所への立入りによる業務の実施 P. 23
３３．電気の使用にともなうお客さまの協力 P. 24
３４．供給の停止 P. 24
３５．供給停止期間中の料金 P. 25
３６．違約金 P. 25
３７．給電指令の際の措置 P. 25
３８．損害賠償の免責 P. 25
３９．設備の賠償 P. 26

Ⅵ契約の変更および終了

４０．電気需給契約の変更 P. 26
４１．契約電力の変更 P. 26
４２．名義の変更 P. 27
４３．電気需給契約の廃止 P. 27
４４．需給開始後の電気需給契約の消滅変更に伴う料金の精算 P. 27
４５．解約等 P. 28
４６．電気需給契約消滅後の債権債務関係 P. 28
４７．消費税および地方消費税の税率変更の際の措置 P. 29
４８．料金単価の変更 P. 29

Ⅶ工事および工事費の負担

４９．供給設備の工事負担 P. 29

Ⅷ保安

５０．保安の責任 P. 30
５１．保安等に対するお客さまの協力 P. 30

Ⅸその他

５２．管轄裁判所 P. 30
５３．準拠法 P. 30

５４．連絡体制 P. 31
５５．反社会的勢力の排除に関する条項 P. 31

附則

１．　季節、休日、時間帯区分 P. 32
２．　再生可能エネルギー発電促進賦課金 P. 36
３．　燃料費等調整 P. 37

Ⅰ総　　則

1.　適用

この「電気需給約款（高圧・特別高圧）」（以下「この需給約款」といいます。）は、送配電事業者が維持および運用する供給設備を介して特別高圧または高圧で電気の供給を受けるお客さま（当社以外の小売電気事業者から電気の供給を受けているお客さまを除きます。）に対して日産自動車株式会社（以下「当社」といいます。）が電気を供給するときの電気料金その他の供給条件を定めたものです。お客さまは、この需給約款の個別の条項を承諾するものとします。なお、当社とお客さまとで締結する電気需給契約書（以下「電気需給契約」または「電気需給契約書」といいます。）において、この需給約款と異なる内容を定めた場合、電気需給契約書の定めを優先するものとします。

2.　電気需給約款の変更

(1)　当社は、この需給約款の内容を変更することがあります。その場合、当社はあらかじめ当社ウェブサイト上での開示または電子メール・SMS の送信その他の当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により周知することとします。かかる周知が行われ、効力発生時期が到来した場合には、電気料金その他の供給条件は、契約期間満了前であっても、変更後の「電気需給約款（高圧・特別高圧）」によります。

(2)　消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率に基づき、この需給約款を変更するものとし、あらかじめお客さまにお知らせします。この場合、電気料金その他の供給条件は、契約期間満了前であっても、変更後の「電気需給約款（高圧・特別高圧）」によります。

(3)　この需給約款の変更その他の事情により電気需給契約を変更する場合、変更の際の供給条件の説明、契約変更前の書面交付および契約変更後の書面交付を行う場合、次の方法により行うことについて、あらかじめ承諾していただきます。

イ）　供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行う場合には、当社が適当と判断した方法により行い、記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。

ロ）　契約変更後の書面交付を行う場合には、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称および住所、お客さまとの契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。

ハ）　上記にかかわらず、この需給約款の変更が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の電気需給契約の実質的な変更をともなわない内容である場合には、供給条件の説明および契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

3.　定義

次の言葉は、この需給約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

(1) 特別高圧

標準電圧 20,000 ボルト以上のものをいいます。

(2) 高圧

標準電圧 6,000 ボルトをいいます。

(3) 契約電力

契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

(4) 最大需要電力

需要電力の最大値であって、30 分最大需要電力計により計量される値をいいます。

(5) 使用電力量

お客さまが使用した電力量であり、送配電事業者が設置した計量器により供給電圧と同位の電圧で計測された 30 分ごとの値をいいます。

(6) 常時供給電力

お客さまに常時供給する電気をいいます。

(7) 送配電事業者

需要場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者をいい、その供給区域および各供給区域の呼称は、それぞれ次に定めるところによります。

送配電事業者	供給区域	呼称
北海道電力ネットワーク株式会社または右記を供給区域とする配電事業者	北海道	北海道エリア
東北電力ネットワーク株式会社または右記を供給区域とする配電事業者	青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、新潟県	東北エリア
東京電力パワーグリッド株式会社または右記を供給区域とする配電事業者	栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県（富士川以東）	東京エリア
中部電力パワーグリッド株式会社または右記を供給区域とする配電事業者	愛知県、岐阜県（一部除く）、三重県（一部除く）、静岡県（富士川以西）、長野県	中部エリア
北陸電力送配電株式会社または右記を供給区域とする配電事業者	富山県、石川県、福井県（一部除く）岐阜県の一部	北陸エリア
関西電力送配電株式会社または右記を供給区域とする配電事業者	滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県（一部除く）、福井県の一部、岐阜県の一部、三重県の一部	関西エリア
中国電力ネットワーク株式会社または右記を供給区域とする配電事業者	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、兵庫県の一部、香川県の一部、愛媛県の一部	中国エリア
四国電力送配電株式会社または右記を供給区域とする配電事業者	徳島県、高知県、香川県（一部除く）、愛媛県（一部除く）	四国エリア
九州電力送配電株式会社または右記を供給区域とする配電事業者	福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県	九州エリア

(8) みなし小売電気事業者

需要場所を供給区域とする次の小売電気事業者をいい、みなし小売電気事業者の供給区域は、それぞれ次に定めるところによります。

みなし小売電気事業者	供給区域
北海道電力株式会社	北海道
東北電力株式会社	青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、新潟県
東京電力エナジーパートナー 株式会社	栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県（富士川以東）
中部電力ミライズ株式会社	愛知県、岐阜県（一部除く）、三重県（一部除く）、静岡県（富士川以西）、長野県
北陸電力株式会社	富山県、石川県、福井県（一部除く）岐阜県の一部
関西電力株式会社	滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県（一部除く）、福井県の一部、岐阜県の一部、三重県の一部
中国電力株式会社	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、兵庫県の一部、香川県の一部、愛媛県の一部
四国電力株式会社	徳島県、高知県、香川県（一部除く）、愛媛県（一部除く）
九州電力株式会社	福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県

(9) 託送供給等約款

送配電事業者が実施する託送供給等約款およびその他の供給条件等をいいます。ただし、送配電事業者が託送供給等約款およびその他の供給条件等を変更した場合は、変更後のものをいいます。

(10) 給電指令

お客さまの電気の使用について、送配電事業者が保安上、需給上または電気の品質維持の観点から必要に応じて行う運用に関する指示をいいます。

(11) 需給地点

電気の需給が行われる地点をいい、送配電事業者の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点とします。

(12) 需要場所

電気需給契約において当社とお客さまとの協議によりあらかじめ定める、当社が電気を供給するお客さまの需給地点をいい、原則として、次のように取り扱います。

イ） 1構内または1建物を1需要場所とします。なお、構内とは、柵（植木を含む）、塀、溝、その他の客観的な遮断物によって明確に区画された区域をいいます。また建物とは、主となる屋上、屋根が他の構造物から独立し、明瞭に単独と見なせる構造物をいいます。

ロ） イにかかわらず、隣接する複数の構内の場合で、当社および送配電事業者が 1 需要場所と認める場合、1需要場所とします。

(13) 供給開始日

電気需給契約に基づき当社がお客さまに対し、電気の供給を開始する日をいい、電気需給契約書で定めます。

(14) 消費税等相当額

消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。

(15) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第 36 条第 1 項に定める賦課金をいいます。

(16) 貿易統計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(17) スポット市場価格

一般社団法人日本卸電力取引所（以下「卸電力取引所」といいます。）が公表する翌日取引（卸電力取引所の業務規程に定める翌日取引をいいます。）を行なうための卸電力取引市場における商品（卸電力取引所の取引規程に定める商品をいいます。）ごとの売買取引における価格（売買取引にかかわる電力の受渡しが連系設備の送電容量等による制限を受けるものとしてお客さまの需要場所が属する供給区域において売買取引を行なうものに限ります。）をいいます。ただし、これによりがたい場合は、基準市場価格等にもとづき、当社が決定した値といたします。

(18) 平均燃料価格算定期間、離島平均燃料価格算定期間および平均市場価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格および離島平均燃料価格を算定する場合ならびにスポット市場価格にもとづき平均市場価格を算定する場合の期間とし、附則 3（燃料費等調整）(5)に記載された期間をいいます。

4. 単位および端数処理

この需給約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

(1) 契約電力および最大需要電力の単位は、1 キロワット(kW)とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(2) 使用電力量の単位は、1 キロワット時(kWh)とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(3) 力率の単位は、1 パーセント(%)とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(4) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。ただし、消費税等相当額を加算して申し受ける場合には、消費税が課される金額および消費税等相当額の単位は、それぞれ 1 円とし、その端数は、それぞれ切り捨てます。

5. 実施細目等

(1) この需給約款の実施上必要な細目事項は、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

(2) この需給約款に定めのない特別な事項は、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

Ⅱ 契約について

6. 電気需給契約締結前の確認事項

(1) お客さまが新たに当社との電気需給契約を希望される場合は、あらかじめこの需給約款および託送供給等約款を承認し、かつ次の事項を明らかにして、当社指定の様式によって申し込みをしていただいた上で電気需給契約を締結させていただきます。

契約種別、供給電気方式、需給地点、需要場所（供給地点特定番号を含みます。）、供給電圧、負荷設備、受電設備、契約電力、発電設備、業種、用途、使用開始希望日、使用期間、および料金の支払方法

なお、契約種別は、原則として従前の電力供給者と同種の契約種別を適用するものとします。これを変更するときは、お客さまと当社で協議することといたします。
また、契約電力については、1年間を通じての最大の負荷最大需要電力を基準として、お客さまから申し出ていただきます。この場合、1年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて使用開始希望日以降1年間の電気の使用計画を申し出ていただきます。

(2) 供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、原則として、あらかじめ送配電事業者へ供給設備の状況等について照会していただき、申込みをしていただきます。

(3) お客さまが保安等のために必要とされる電気については、託送供給等約款に定めるところにより、その容量を明らかにしていただき、予備電力の申込みまたは保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。

7. 契約の要件

お客さまに当社が電気を供給する際は、送配電事業者の供給設備を使用いたします。それに伴い、お客さまには、法令で定める技術要件、その他の法令等に従い、かつ送配電事業者の定める託送供給等約款における需要者にかかわる事項および託送供給等約款で定める技術要件を遵守し、送配電事業者からの給電指令に従っていただきます。

8. 電気需給契約の成立および契約期間

(1) 電気需給契約は、当社がお客さまから電力供給に関する諸条件を確認させていただいた上、お客さまが契約条件について当社と合意に達したときに成立いたします。

(2) 契約期間は、次によります。

イ） 電気需給契約が成立した日から、需要場所ごとに電気需給契約に定める供給終了日までといたします。

ロ） 契約期間満了日の 3 ヶ月前に先立って、お客さままたは当社から書面による別段の意思表示がない場合は、電気需給契約は、契約期間満了後も 1 年ごとに同一条件で継続されるものといた

します。この場合、当社は、契約期間満了前は、新たな契約期間を、契約の継続後は、新たな契約期間、当社の名称および住所、お客さまとの契約年月日ならびに供給地点特定番号を、当社が適当と判断した方法によりお知らせすることについて、あらかじめ承諾していただきます。

ハ) 契約期間満了日の 3 ヶ月前に先立って、お客さままたは当社から電気需給契約の継続、延長、更新をしない旨の意思表示があった場合は、電気需給契約は、契約期間満了により終了となります。

9. 需要場所

(1) 当社は、1 構内または 1 建物を 1 需要場所といたします。なお、この場合において、構内とは、柵（植木を含む）、塀、溝、その他の客観的な遮断物によって明確に区画された区域をいいます。また、建物とは、主となる屋上、屋根が他の構造物から独立し、明瞭に単独と見なせる構造物をいいます。

(2) 隣接する複数の構内の場合で、それぞれの構内において営む事業の相互の関連性が高いときは、(1)にかかわらず、その隣接する複数の構内を 1 需要場所とすることがあります。

(3) 対象建物が送配電事業者において 1 需要場所と定める場合は当社においても同様の取扱といたします。

10. 電気需給契約の単位

当社は、原則として、1 需要場所につき 1 契約種別を適用して、1 電気需給契約を結びます。

11. 供給の開始

(1) 当社は、お客さまとの間で電気需給契約の内容について合意に達したときには、供給準備その他必要な手続きを経たのち、供給開始日より電気を供給いたします。

(2) 天候または用地事情等やむをえない理由によって、あらかじめ定めた供給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由を当社からすみやかにお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、新たに供給開始日を定めて電気を供給いたします。

12. 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は、託送供給等約款に定めるところによるものといたします。

13. 供給の単位

当社は、託送供給等約款に定めるところにより、原則として、1 需要場所につき 1 供給電気方式 1 引込みおよび 1 計量をもって電気を供給いたします。

14. 電気需給契約書の作成

電気の需給に関する必要な事項について、電気需給契約書を作成いたします。

Ⅲ料金および契約種別

15. 料金

(1) 料金を算定するため、予定される最大需要電力、力率、年間使用電力量、月間使用電力量、最大および最小の日負荷電力量、休日予定日、その他当社が電力供給をする上で必要となる情報を予め提出していただきます。

(2) 料金に関しては、(1)の情報を基に契約種別ごとにこの電気需給約款および電気需給契約書に定めさせていただきます。

16. 契約種別

契約種別は、基本区分と電力使用区分を組み合わせたものとし、具体的な契約種別については当社とお客さまとの協議により決定させて頂きます。契約種別は、電気需給契約が成立した日から 1 年間および契約種別を変更後 1 年に満たない場合は、原則として変更はできません。また、1 ヶ月の途中での契約種別の変更もできません。

	基本区分	電力使用区分
契約種別	特別高圧電力 高圧電力 自家発補給電力 予備電力 臨時電力	標準 TOU WE（ウィークエンド）

なお電力使用区分は以下のとおりとします。

(1) 標準

附則 1（季節、休日、時間帯区分）に規定する夏季とその他季の料金を設定し、適用するものとします。

(2) TOU

附則 1（季節、休日、時間帯区分）に示す、供給区域ごとの季節別時間帯別に料金を設定し、適用するものを対象とします。

(3) WE（ウィークエンド）

附則 1（季節、休日、時間帯区分）に示す休日の電力の使用量が附則 1（季節、休日、時間帯区分）に示す平日と同等または平日以上となるお客さまを対象とします。

17. 特別高圧電力

(1) 適用範囲

特別高圧で電気の供給を受けて、電灯、小型機器もしくは動力を使用する需要で、契約電力が原則として 2,000 キロワット以上で、当社との協議が調ったものに適用いたします。

(2) 契約電力

契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。なお、お客さまが新たに電気を使用される場合等で、適当と認められるときは、需給開始の日から 1 年間については、契約電力が逓増する場合に限り、段階的に定めることがあります。

(3) 料金

特別高圧電力の 1 ヶ月の料金は、次に定める基本料金、電力量料金および附則 2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を合計したものとします。ただし、電力量料金は、附則 3（燃料費等調整額）によって算定された燃料費等調整額を加算または減算するものといたします。なお、契約電力、基本料金単価、電力量料金単価は電気需給契約に定めるものとします。

イ） 基本料金

基本料金は、供給開始日以降適用するものとし、特別高圧電力の契約電力とその基本料金単価から次の算式により算定される金額とします。ただし、基本料金は、ロによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものとします。

基本料金 ＝ 契約電力 × 基本料金単価

ただし、当該 1 ヶ月にまったく電気を使用されない場合（予備電力によって電気を使用された場合を除きます。）、次の算式により算定される金額とします。

基本料金 ＝ 契約電力 × 基本料金単価 × 0.5

ロ） 力率割引および割増し

(a) 力率は、その 1 ヶ月のうち毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間における平均力率といたします。この場合、平均力率は、託送供給等約款に定めるところにより算定された値といたします。

(b) 力率が、85 パーセントを上回る場合は、その上回る 1 パーセントにつき、基本料金を 1 パーセント割引し、85 パーセントを下回る場合は、その下回る 1 パーセントにつき、基本料金を 1 パーセント割増しします。なお、電気をまったく使用されない場合、その 1 ヶ月の力率は 85 パーセントとみなします。

ハ） 電力量料金

電力量料金は、当該 1 ヶ月の季節、休日、時間帯区分ごとの使用電力量と、その季節、休日、時間帯区分ごとに定める電力量料金単価から次の算式により算定される金額とします。

電力量料金 ＝ 使用電力量 × 電力量料金単価

18. 高圧電力

(1) 適用範囲

高圧で電気の供給を受けて、電灯、小型機器もしくは動力を使用する需要で、契約電力が原則 50 キロワット以上 2,000 キロワット未満であるものに適用いたします。

なお、お客さまに特別の事情がある場合、または送配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合で、送配電事業者との協議が調ったときは、契約電力が 2,000 キロワット以上であるものについても適用することがあります。また、近い将来において負荷設備を増加される等特別の事情があり、お客さまが希望される場合で、送配電事業者との協議が調ったときは、契約電力が 50 キロワット未満のものについても適用することがあります。

(2) 契約電力

契約電力は、次の通り定めます。

イ) 契約電力が 500 キロワット以上の場合の契約電力は、1 年間を通じての最大の負荷を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。なお、お客さまが新たに電気を使用される場合等で、適当と認められるときは、需給開始の日から 1 年間については、契約電力が逓増する場合に限り、段階的に定めることがあります。

ロ) 契約電力が 500 キロワット未満の場合、1ヶ月の契約電力は、下記(a)(b)(c)の場合を除き、その 1ヶ月の最大需要電力と前 11ヶ月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とします。

(a) 新たに電気の供給を受ける場合は、料金適用開始の日以降 12 ヶ月の期間の各月の契約電力は、その 1 ヶ月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。ただし、この需給約款により電気の供給を受ける前から引き続き送配電事業者の供給設備を利用される場合には、この需給約款による電気の供給を受ける前の電気の供給は、契約電力の決定上この需給約款によって受けた電気の供給とみなします。この場合、契約電力決定上の必要な事項は、お客さまより申し出ていただきます。

(b) 契約受電設備を増加される場合で、増加された日を含む1ヶ月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその 1 ヶ月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前 11 ヶ月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは、その 1 ヶ月の増加された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前 11 ヶ月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、その1ヶ月の増加された日以降の期間の契約電力は、その期間の最大需要電力の値といたします。

(c) 契約受電設備を減少される場合等で、1 年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなときは、減少された日を含む1ヶ月の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前 11 ヶ月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降 12 ヶ月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む 1 ヶ月の減少された日以降の期間については、その期間の契約電力といたします。）は、契約負荷設備および

契約受電設備の内容、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし、減少された日以降 12 ヶ月の期間で、その 1 ヶ月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む1ヶ月の減少された日以降の期間については、その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は、契約電力は、その上回る最大需要電力の値といたします。

ハ） 契約電力が 500 キロワット未満の需要として電気の供給を受けているお客さまの最大需要電力が 500 キロワット以上となる場合は、契約電力をイによってすみやかに定めることとし、それまでの間の契約電力は、ロによって定めます。

(3) 料金

高圧電力の 1 ヶ月の料金は、次に定める基本料金、電力量料金および附則 2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を合計したものとします。ただし、電力量料金は、附則 3（燃料費等調整額）によって算定された燃料費等調整額を加算または減算するものといたします。なお、契約電力、基本料金単価、電力量料金単価は電気需給契約に定めるものとします。

イ） 基本料金

基本料金は、供給開始日以降適用するものとし、高圧電力の契約電力とその基本料金単価から次の算式により算定される金額とします。ただし、基本料金は、ロによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものとします。

基本料金 ＝ 契約電力 × 基本料金単価

ただし、当該 1 ヶ月にまったく電気を使用されない場合（予備電力によって電気を使用された場合を除きます。）、次の算式により算定される金額とします。

基本料金 ＝ 契約電力 × 基本料金単価 × 0.5

ロ） 力率割引および割増し

(a) 力率は、その 1 ヶ月のうち毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間における平均力率といたします。この場合、平均力率は、託送供給等約款に定めるところにより算定された値といたします。

(b) 力率が、85 パーセントを上回る場合は、その上回る 1 パーセントにつき、基本料金を 1 パーセント割引し、85 パーセントを下回る場合は、その下回る 1 パーセントにつき、基本料金を 1 パーセント割増しします。なお、電気をまったく使用されない場合、その 1 ヶ月の力率は 85 パーセントとみなします。

ハ) 電力量料金

電力量料金は、当該 1 ヶ月の季節、休日、時間帯区分ごとの常時供給電力の使用電力量と、その季節、休日、時間帯区分ごとに定める電力量料金単価から次の算式により算定される金額とします。

電力量料金 ＝ 使用電力量 × 電力量料金単価

19. 自家発補給電力

(1) 適用範囲

特別高圧もしくは高圧で電気の供給を受けて、電灯、小型機器もしくは動力を使用する需要で、お客さまの発電設備の検査、補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるためのものに適用いたします。

(2) 契約電力

契約電力は、お客さまの発電設備の容量（定格出力）を基準として、お客さまと当社との協議により定めます。また、お客さまの自家発補給電力の最大需要電力が自家発補給電力の契約電力を上回った場合は、当社は自家発補給電力の契約電力を自家発補給電力の最大需要電力に変更することができます。

(3) 料金

自家発補給電力の 1 ヶ月の料金は、次に定める基本料金、電力量料金および附則 2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を合計したものとします。ただし、電力量料金は、附則 3（燃料費等調整額）によって算定された燃料費等調整額を加算または減算するものといたします。なお、自家発補給電力の契約電力、基本料金単価、未使用時倍率および電力量料金単価は電気需給契約に定めるものとします。

イ) 基本料金

基本料金は、供給開始日以降適用するものとし、自家発補給電力の契約電力とその基本料金単価および未使用時倍率から次の算式により算定される金額とします。ただし、基本料金は、ロによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものとします。

基本料金 ＝ 自家発補給電力の契約電力 × 基本料金単価

ただし、当該 1 ヶ月にまったく自家発補給電力を使用されない場合、次の算式により算定される金額とします。

基本料金 ＝ 自家発補給電力の契約電力 × 基本料金単価 × 未使用時倍率

ロ） 力率割引および割増し

力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しします。なお、電気をまったく使用されない場合、その 1 ヶ月の力率は 85 パーセントとみなします。

なお、当該 1 ヶ月に前月から継続して自家発補給電力の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の自家発補給電力の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における自家発補給電力の供給は、前月における自家発補給電力の供給とみなします。

ハ） 電力量料金

電力量料金は、当該 1 ヶ月の使用条件ごとの自家発補給電力の使用電力量と、その条件ごとに定めた電力量料金単価から次の算式により算定される金額とします。

電力量料金 ＝ 使用電力量 × 電力量料金単価

(4) 定期検査・定期補修の取扱い

お客さまが実施する発電設備の定期検査・定期補修の時期は、毎年度当初にお客さまと当社による協議であらかじめ定めておき、実施時期の 1 ヶ月前に再協議してその時期を確認し、お客さまは実施時期を事前に当社に書面にて通知していただきます。

なお、当社または送配電事業者の需給状況が著しく悪化した場合には、当社はその実施時期についてお客さまと協議させていただきます。

(5) 自家発補給電力の使用

イ） 使用の通知

お客さまが自家発補給電力を使用する場合は、使用開始日時と使用終了日時をあらかじめ当社に通知していただきます。ただし、事故、その他やむを得ない場合には、使用開始後、すみやかに当社に書面にて通知していただきます。

ロ） 使用の確認

常時供給電力と自家発補給電力を同一計量する場合において、第(6)号に従い決定されたお客さまの最大需要電力が常時供給電力の契約電力以下の場合は、イにかかわらず自家発補給電力を使用しないものとします。

(6) 自家発補給電力の最大需要電力

常時供給電力と自家発補給電力を同一計量する場合において、自家発補給電力の最大需要電力は次のイ、ロによる場合を除き、原則として自家発補給電力の契約電力をその 1 ヶ月の最大需要電力とみなします。また、常時供給電力の最大需要電力は、その 1 ヶ月の自家発補給電力の使用期間中における最大需要電力の値から自家発補給電力の最大需要電力を差し引いた値とその 1 ヶ月の自家発補給電力の使用時間外における最大需要電力の値のうちいずれか大きい値とします。

イ） 契約電力を当社との協議によって決定されたお客さまについて、自家発補給電力を使用した際の総需要の最大需要電力が常時供給電力と自家発補給電力の契約電力の合計を上回った場合、自家発補給電力の最大需要電力は次の(a)～(c)によるものとします。

(a) 超過の原因が自家発補給電力の超過であることが明らかな場合

自家発補給電力の最大需要電力 ＝ 総需要の最大需要電力 － 常時供給電力の契約電力

(b) 超過の原因が常時供給電力の超過であることが明らかな場合

自家発補給電力の最大需要電力 ＝ 自家発補給電力の契約電力

(c) 超過の原因が明らかでない場合

自家発補給電力の最大需要電力 ＝ 総需要の最大需要電力 × 自家発補給電力の契約電力 ÷ (常時供給電力の契約電力 ＋ 自家発補給電力の契約電力)

ロ） 18（高圧電力）(2)ロにより契約電力を決定されるお客さまについて、自家発補給電力の需要電力の最大値が自家発補給電力の契約電力をこえたことが明らかなときは、自家発補給電力の需要電力の最大値をその 1 ヶ月の自家発補給電力の最大需要電力とみなします。

(7) 自家発補給電力の使用電力量

常時供給電力と自家発補給電力を同一計量する場合において、自家発補給電力の使用電力量は次のイ、ロにより算定するものとします。

イ） 自家発補給電力の使用電力量 ＝ 自家発補給電力使用期間中の使用電力量 － (基準電力 × 自家発補給電力の使用時間)

自家発補給電力を適用する使用電力量は、自家発補給電力使用期間中の計量時間（30 分）毎に、基準電力に該当計量時間を乗じて得た値を使用電力量から差し引いた値を合計したものとします。なお、基準電力は、原則としてあらかじめお客さまと当社との協議で定めた次の(a)～(c)によるものとします。ただし、当該基準電力の算定が不適当と認められる場合は、別途お客さまと当社による協議で定めるものとします。ただし、供給エリアが関西エリアの場合は、次の(a)～(c)によらず、基準電力を常時供給電力の契約電力を 2 で除した値（30 分あたりの換算値）とします。

(a) 自家発補給電力使用の前月または前年同月における常時供給電力の平均電力

(b) 自家発補給電力使用の前 3 ヶ月間における常時供給電力の平均電力

(c) 自家発補給電力使用の前 3 日間における常時供給電力の平均電力

ロ） 上記イにおいて算定された自家発補給電力の使用電力量は、原則として自家発補給電力の最大

需要電力に自家発補給電力の使用時間を乗じて得た値をこえないものとします。なお、超過分は常時供給電力により使用されたものとします。

(8) その他

イ） 当社は、必要に応じてお客さまから電気の需給に関する記録および発電設備の運転に関する記録を提出していただきます。

ロ） 大気汚染防止法等の関係する法令で定めるところにより火力発電設備の出力を抑制したときに生じた不足電力、渇水により水力発電設備の出力が低下したときに生じた不足電力等の補給にあてるために電気の供給を受ける場合については、自家発補給電力の使用の対象としません。

ハ） その他の事項については特に定めのある場合を除き、常時供給電力に準ずるものといたします。

20. 予備電力

(1) 適用範囲

常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるため、予備電線路により電気を受ける次の場合に適用いたします。

イ） 予備線

常時供給変電所から常時供給電圧と同位の電圧で供給を受ける場合

ロ） 予備電源

常時供給変電所以外の変電所から供給を受ける場合

(2) 契約電力

契約電力は、常時供給電力の契約電力の値といたします。ただし、お客さまに特別の事情がある場合で、お客さまが特別高圧、または高圧の契約電力と異なる契約電力を希望されるときの契約電力は、予備電力によって使用される負荷設備および受電設備の内容または予想される最大需要電力を基準として、お客さまと当社との協議により定めます。この場合の契約電力は、常時供給電力の契約電力の値が 50 キロワット未満の場合を除き、50 キロワットを下回らないものとします。

(3) 料金

予備電力の 1 ヶ月の料金は、次に定める基本料金、電力量料金および附則 2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を合計したものとします。ただし、電力量料金は、附則 3（燃料費等調整額）によって算定された燃料費等調整額を加算または減算するものといたします。なお、予備電力の契約電力、基本料金単価は電気需給契約に定めるものとします。

イ） 基本料金

基本料金は、供給開始日以降適用するものとし、予備電力の契約電力とその基本料金単価から、電力の使用の有無に関わらず次の算式により算定される金額とします。

基本料金 ＝ 契約電力 × 基本料金単価

ロ） 力率割引および割増し

力率割引および割増しはいたしません。ただし、常時供給電力分の力率割引および割増しの適用上、予備電力によって使用した電気は、原則として常時供給電力分によって使用した電気とみなします。

ハ） 電力量料金

電力量料金は、当該 1 ヶ月の使用電力量につき、そのお客さまの常時供給電力分の該当料金を適用いたします。なお、電力量料金は、1 ヶ月の使用電力量につき、そのお客さまの常時供給電力分の電力量料金とあわせて算定いたします。

(4) その他

イ） お客さまが希望される場合は、予備線による電気の供給と予備電源による電気の供給とをあわせて受けることができます。

ロ） その他の事項については特に定めのある場合を除き、常時供給電力に準ずるものといたします。

21. 臨時電力

(1) 適用範囲

高圧または特別高圧で電気の供給を受けて、契約期間が1年未満の需要の場合に適用します。また、当社との協議が調ったものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要については、対象といたしません。

(2) 契約電力

契約電力は、特別高圧で電気の供給を受ける場合には 17(2)、高圧で電気の供給を受ける場合には 18(2)に準じて定めます。

(3) 料金

臨時電力の 1 ヶ月の料金は、基本料金、電力量料金および附則 2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を合計したものとします。ただし、電力量料金は、附則 3（燃料費等調整額）によって算定された燃料費等調整額を加算または減算するものといたします。基本料金単価および電力量料金単価は常時供給分の契約種別の 1.2 倍（20 パーセントを割り増ししたもの）といたします。

(4) その他

契約期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約期間満了の日の翌日から新たに定める契約期間満了の日までが 1 年未満となるときは、臨時電力の対象といたします。

Ⅳ料金の算定および支払い

22. 料金の適用開始の時期

料金は、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き、原則として電気需給契約書に記載された供給開始日から適用いたします。

23. 料金の算定期間

料金の算定期間は、原則として託送供給等約款に定める計量期間または検針期間等（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または電気需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始時から開始日を含む検針期間の終期までの期間または消滅日の前日を含む検針期間の始期から消滅日の前日までの期間といたします。

24. 使用電力量等の計量

(1) お客さまが使用する電力量、最大需要電力および力率は、送配電事業者によって設置された計量器により計測された値とし、使用電力量は 30 分毎に計測します。

(2) 料金の算定期間の使用電力量は、30 分毎の使用電力量を料金の算定期間において合計した値といたします。

(3) 送配電事業者の計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、お客さまと当社との協議によって定めます。

25. 料金の算定

(1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を 1 ヶ月として算定いたします。

イ） 電気の供給を開始し、または電気需給契約が消滅した場合

ロ） 契約電力、力率、供給電圧等を変更したことにより、料金に変更があった場合

(2) 電気料金

電気料金は、電気需給契約ごとに電気需給契約書およびこの需給約款に定めた料金を適用して算定いたします。また算定後はすみやかにお客さまにその請求額を通知いたします。

(3) (1)イ、ロの場合、基本料金に関しては日割計算とします。その算定方法は、以下のとおりとします。ここに、(1)イの場合において、日割計算対象日数には、電気の供給の開始日を含み、消滅日を除くものといたします。また、(1)ロの場合には料金の変更があった日の前日までの供給日数につき変更前の基本料金を、変更日以後の供給日数につき変更後の基本料金を適用いたします。

【日割計算の基本算式】

日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

$$1\text{ヶ月の基本料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

(4) 日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定する場合
日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて算定いたします。

(5) (1)イの場合の使用電力量については、料金の算定期間の使用電力量により算定し、(1)ロの場合の使用電力量については、料金の変更のあった日に確認した計量値により、その前後の期間に区分して算定いたします。

26. 料金の支払義務ならびに支払期日

(1) お客さまの料金の支払義務が発生する日は、送配電事業者から検針の結果等を受領したことにより当社にて料金の請求が可能となった日といたします。ただし、24（使用電力量等の計量）(3)の場合は、料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力が協議によって定められた日といたします。

(2) お客さまの料金の支払期日は、下記のイからニの場合を除き当社が発行する電気料金請求書記載の支払期日とします。またお客さまは支払期日までに、当社が発行する電気料金請求書記載の金融機関の該当口座に料金を支払うものとします。なお、支払期日が日曜日または休日に該当する場合は、それぞれ、その前の金融機関営業日といたします。お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振替える方法（以下「振替」といいます。）を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。この場合のお客さまの口座からの振替は毎月 27 日といたします。振替日が休日に該当する場合には、当社は、振替日を翌日に延伸いたします。また、延伸した日が日曜日または休日に該当する場合は、さらに 1 日延伸いたします。

イ） お客さまが、振り出し、もしくは引き受けた手形または振り出した小切手が不渡りとなり、銀行取引停止処分を受けた場合。

ロ） お客さまが、破産、民事再生、会社更生、特別清算およびこれらに類する法的申請の申立を受け、または自ら申立を行った場合

ハ） お客さまが、強制執行または担保権の実行としての競売の申立を受けた場合

ニ） お客さまが公租公課の滞納処分を受けた場合

(3) (2)イからニまでに該当する場合、お客さまの料金の支払期日は、次のとおりといたします。

イ） (2)イからニまでに該当する事由が発生した日までに支払義務が発生し、支払われていない料金については、該当する事由が発生した日または当社が発行する電気料金請求書記載の支払期日のいずれか早い日といたします。

ロ） (2)イからニまでに該当する事由が発生した日の翌日以降に支払義務が発生する料金については、支払義務発生日といたします。

(4) お客さまが、(2)イからニまでに該当する事由を解消された場合には、当社に申し出ていただきます。この場合、その事由が解消された日以降に支払義務が発生する料金については、お客さまがその事由に該当しなかったものとみなします。

27. 料金その他の支払方法

(1) お客さまは、毎月、支払期日までに、当社が発行する電気料金請求書記載の金融機関の該当口座に料金を支払うものとします。また、指定する金融機関の該当口座への振込もしくはお客さま口座からの振替がなされなかった場合には、当社が改めて指定する金融機関を通じてお振込みいただきます。また、この時、お振込手数料はお客さまのご負担となります。また、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。

(2) 延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年 10 パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合といたします。）を乗じて算定して得た金額といたします。なお、消費税等相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

(3) 当社は、お客さまにお支払いいただいた料金に過不足があることが判明した場合、使用電力量および請求金額の訂正その他過不足が生じた事由の如何にかかわらず、その支払い過剰額または不足額を遅滞なくお客さまにお知らせし、原則お知らせした日の属する月の翌月以降に支払期日が到来する料金と精算いたします（精算時に当該料金の支払期日が到来しているか否かを問いません。）。

28. 保証金

(1) 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、供給の開始に先だって、または供給継続の条件として、予想月額料金の 3 ヶ月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。ただし、お客さまの支払履歴や財務状況に変化が認められた場合には、新規または追加で保証金を預けていただくことがあります。

イ） 支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合

ロ） 新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合で、次のいずれかに該当するとき。

(a) 他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われなかった場合

(b) 支払期日を経過してなお料金を支払われないことが予想される場合

(2) 当社は、保証金の預かり期間を 2 年以内で設定いたします。

(3) 当社は、電気需給契約が消滅した場合または支払期日を経過してもなお料金を支払われなかった場合には、保証金およびその利息をお客さまの支払額に充当することがあります。

(4) 当社は、保証金に利息を付しません。

(5) 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても電気需給契約が終了した場合には、保証金をお返しいたします。ただし、(3)によりお客さまの支払額に充当した場合は、その残額をお返しいたします。

Ｖ使用および供給

29. 適正契約の保持

当社は、お客さまが契約電力をこえて電気を使用される等お客さまとの電気需給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

30. 契約超過金

(1) 契約電力が 500 キロワット以上のお客さまについて、特別高圧電力、高圧電力、自家発補給電力、および予備電力の最大需要電力が、その契約電力を超過した場合には、当社の責めとなる理由による場合を除き、当社は、契約超過電力に基本料金単価を乗じてえた金額をその 1 ヶ月の力率により割引または割増ししたものの 1.5 倍に相当する金額を契約超過金として申し受けます。この場合、契約超過電力とは、その 1 ヶ月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値とします。

(2) 契約超過金は、契約電力をこえて電気を使用された月の料金の支払期日までに支払っていただきます。

(3) 契約電力の超過に伴い、当社と送配電事業者との間における接続供給契約に変更が生じた場合は、当社とお客さまとの電気需給契約に定める料金を変更させていただきます。

31. 力率の保持

(1) 需要場所の負荷の力率は、原則として 85 パーセント以上に保持していただきます。

(2) 当社は、技術上必要がある場合には、進相用コンデンサの開閉をお客さまにお願いすることがあります。

32. 需要場所への立入りによる業務の実施

当社および送配電事業者は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

(1) 需給地点の計量器等需要場所内の電気工作物の設計、施工、改修または検査

(2) 51（保安等に対するお客さまの協力）イ、ロまたはハの場合に関連して必要なお客さまの電気工作物の検査等の業務

(3) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、負荷設備、受電設備もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認

(4) 計量器の検針または計量値の確認

(5) 34（供給の停止）、43（電気需給契約の廃止）(1)または 45（解約等）により必要な処置

(6) その他この需給約款によって、電気需給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務または当社および送配電事業者の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

33. 電気の使用にともなうお客さまの協力

(1) お客さまの電気の使用が、次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当社もしくは他の電気事業者および送配電事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定はその原因となる現象が最も著しいと認める地点で行います。）には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設するとともに、とくに必要がある場合には、供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。

イ） 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合

ロ） 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合

ハ） 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合

ニ） 著しい高周波または高調波を発生する場合

ホ） その他イ、ロ、ハまたはニに準ずる場合

(2) お客さまが発電設備を送配電事業者の供給設備に電気的に接続して使用される場合は、(1)に準じて取り扱うとともに、お客さまは、送配電事業者の定める発電設備系統連系に関する取り決めに準じていただきます。

(3) 電気の供給の実施に伴い、当社および送配電事業者が施設または所有する供給設備の工事および維持のために必要な用地等の確保等について協力していただきます。

34. 供給の停止

(1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて送配電事業者に電気の供給の停止を依頼することがあります。

イ） お客さまの責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合

ロ） お客さまの需要場所内の計量器もしくは電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、当社または送配電事業者に重大な損害を与えた場合

(2) お客さまが次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給の停止を送配電事業者に依頼することがあります。

イ） お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合

ロ） 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用した場合

ハ） 32（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して、当社または送配電事業者の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合

ニ） 33（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって必要となる措置を講じられない場合

ホ） その他お客さまがこの需給約款に反した場合

(3) 当社がお客さまに 29（適正契約の保持）に定める適正契約への変更および適正な使用状態への改善

を求めた場合で、その修正に応じていただけないときには、当社は、当該電気の供給の停止を送配電事業者に依頼することがあります。

35. 供給停止期間中の料金等

託送約款等に定めるところにより、送配電事業者が接続供給を停止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めおよび電気需給契約に係る債務の履行の責めを負わず、また、お客さまの料金その他の債務の減免を行ないません。

36. 違約金

(1) お客さまが 34（供給の停止）(2)ロに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の 3 倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。

(2) (1)の免れた金額は、この需給約款、電気需給契約書に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。

(3) 不正に使用した期間が確認できないときは、6 ヶ月以内で当社が決定した期間といたします。

37. 給電指令の際の措置

(1) 当社は、次の場合には、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。

イ） 送配電事業者の供給設備（送配電事業者が使用権を有する設備を含みます。）に故障が生じ、または故障が生じるおそれがある場合

ロ） 送配電事業者の供給設備（送配電事業者が使用権を有する設備を含みます。）の点検、修繕、変更その他工事上やむをえない場合

ハ） 非常変災の場合

ニ） その他電気の需給上または保安上必要がある場合等送配電事業者が電気の供給を中止し、または使用を制限し、もしくは使用を中止する要請を行った場合

(2) 上記(1)の場合には、当社または送配電事業者は、あらかじめそのことをお客さまにお知らせします。ただし、緊急時等のやむをえない場合は、この限りではありません。

(3) 当社は、上記(1)または(2)に伴いお客さまの受けた損害について賠償の責めおよび電気需給契約に係る債務の履行の責めを負わず、また、お客さまの料金その他の債務の減免を行いません。

38. 損害賠償の免責

(1) 当社は 11（供給の開始）にしたがってあらかじめ定めた供給開始日に電気を供給できない場合にも、お客さまの受けた損害の賠償の責任を負いません。

(2) お客さまが 6（電気需給契約締結前の確認事項）(3)による措置を講じなかったことによって生じた損害については、当社はその賠償の責めを負いません。

(3) 34（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合、45（解約等）、または期間満了によって電気需給契約を解約した場合もしくは電気需給契約が消滅した場合には、その名目、理由の如何を問わず、当社はお客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

(4) 当社は、お客さまが漏電その他の事故により受けた損害について賠償の責めを負いません。ただし、当社の責となる理由による場合は、この限りではありません。

(5) 天候、天災、伝染病、戦争、暴動、労働争議等不可抗力によってお客さまもしくは当社が損害を受けた場合、当社もしくはお客さまはその損害について賠償の責めを負いません。

(6) 当社は、当社を除く第三者（送配電事業者および卸電力取引所を含むものとします）の責めに帰すべき事由により被ったお客さまの損害につき、責任を負わないことといたします。

39. 設備の賠償

お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当社または送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、もしくは亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。

(1) 修理可能の場合

修理費

(2) 亡失または修理不可能の場合

帳簿価格と取替工事との合計額

Ⅵ契約の変更および終了

40. 電気需給契約の変更

電気需給契約に別途定めがある場合を除き、電気需給契約の内容は原則として契約期間中は変更できません。やむを得ずお客さまが電気需給契約の変更を希望する場合は、当社との協議のうえ、変更に伴う負担金額を定め、新しい契約内容に変更できるものといたします。

41. 契約電力の変更

(1) 契約電力の減少等

電気需給契約締結日以降、供給開始日または契約電力増加日から 1 年未満の期間内には原則として契約電力を減少できません。ただし、双方が同意すればこの限りではありません。また、契約電力を当社との協議によって決定されたお客さまが契約電力を超過して電気を使用された場合、当社はお客さまに対し、電気使用状況の提出を求めることができ、お客さまはすみやかに電気使用状況を提出いただきます。当該お客さまが契約電力を超過して電気を使用された月以前の電気使用状況を判断して、当該契約電力が不適当と認められる場合には、当社は次月以降の電気料金の算定期間からの契約電力を当該お客さまが契約電力を超過して電気を使用された月における 1 ヶ月の最大需要

電力に変更できるものとします。

(2) 契約電力の変更

イ） お客さまが契約電力の増加または減少を希望する場合には、事前に当社にそのことを書面にて通知していただきます。当社は送配電事業者の承諾がなされた場合には、書面にて承諾を回答します。

ロ） 上記イによる契約電力の減少が供給開始日または契約電力増加日から 1 年未満の期間内となる場合には、お客さまは供給開始日または契約電力増加日から契約電力減少日の前日までの期間を対象として使用が 1 年未満となる契約電力の減少分につき臨時電力料金単価を適用して算定した電気料金と、当該期間において使用が 1 年未満となる契約電力の減少分につきお客さまが当社に支払った金額および支払うべき金額の総額との差額を別途当社に支払っていただきます。この場合、算定に用いる使用電力量は、使用が 1 年未満となる契約電力の減少分とそれ以外の部分との比で按分した値（1kWh 未満で四捨五入します。）とします。

ハ） 契約電力の変更は、原則として 1 ヶ月単位で実施します。ただし、双方が合意すればこの限りではありません。

(3) 18（高圧電力）(2)ロにより契約電力を決定されるお客さまにおける、(2)の契約電力の増加とは、設備の変更に伴う契約電力の増加とします。

42. 名義の変更

合併その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更を協議させていただきます。この場合には、その旨を当社へ文書により申し出ていただきます。

43. 電気需給契約の廃止

(1) 電気需給契約は、その期間満了をもって消滅いたします。

(2) お客さまが電気の使用を廃止しようとされる場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、3 ヶ月前までに当社に通知していただきます。当社は、原則として、お客さまから通知された廃止期日に、供給設備またはお客さまの電気設備において、供給を終了させるための適当な処置を行ないます。なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。

(3) 電気需給契約は、45（解約等）および次の場合を除き、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。

イ） 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に電気需給契約が消滅したものといたします。

ロ） 当社の責めとならない理由により需給を終了させるための処置ができない場合は、電気需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

(4) 45（解約等）によって、当社が電気需給契約を解約した場合は、解約日に電気需給契約は消滅するものといたします。

44. 需給開始後の電気需給契約の消滅変更に伴う精算

お客さまが契約電力を新たに設定された後に、電気需給契約が消滅する場合もしくはお客さまが契約電力を減少しようとされる場合、または契約電力を増加された後に、電気需給契約が消滅する場合もしくはお客さまが契約電力を減少しようとされる場合において、当社が接続供給契約に基づき送配電事業者から接続送電サービス料金（当社が電気需給契約にもとづきお客さまに電気を供給するにあたって適用される託送供給等約款に定める接続送電サービスの料金をいいます。）および工事費の精算を求められる場合には、当社はその精算金をお客さまより申し受けます。ただし非常変災等やむをえない理由による場合はこの限りではありません。

45. 解約等

(1) 当社は、次の場合には、電気需給契約を解約することがあります。なお、この場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。

イ） 託送供給等約款に定める接続供給が停止される場合に該当することが明らかになったとき。

ロ） お客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われない場合

ハ） お客さまがこの需給約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞金利、保証金、契約超過金、違約金、工事費負担金その他この需給約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合

ニ） お客さまが振り出しもしくは引き受けた手形または振り出した小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払停止状態に陥った場合

ホ） お客さまが破産手続き開始、再生手続き開始、更生手続き開始、特別清算開始もしくはこれらに類する法的手続きの申立てを受けまたは自ら申立てを行なった場合

ヘ） お客さまが強制執行または担保権の実行としての競売の申立てを受けた場合

ト） お客さまが公租公課の滞納処分を受けた場合

チ） その他の理由でお客さまが明らかに料金の支払いの延滞が生じるおそれがあると当社が認めた場合

リ） お客さまがその他この需給約款、託送供給等約款、電気需給契約書または関係法令等に違反した場合

(2) お客さまが、43（電気需給契約の廃止）(2)による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社が需給を終了させるための処置をおこなった日に電気需給契約は消滅するものといたします。

(3) 42（名義の変更）の際に、当社は電気需給契約を解約し、または 28（保証金）に基づき追加の保証金の提供を要請する権利を有します。

46. 電気需給契約消滅後の債権債務関係

電気需給契約期間中の料金その他の電気需給契約期間中に発生した債権債務は、電気需給契約の消滅によっては消滅いたしません。ただし、電気需給契約が消滅し、かつ、お客さまの債務が残存する場合には、お客さまは当該債務につき期限の利益を喪失し、ただちに、27（料金その他の支払方法）記載の延滞利息を加算したうえで支払って頂くものとします。

47. 消費税および地方消費税の税率変更の際の措置

電気需給契約における消費税相当額の金額は、法令の改正により消費税および地方消費税の税率が改定された場合、電気需給契約の有効期間内であっても、改正法令施行日以降は新たな税率にもとづいて算出した金額に改めるものとします。この場合、消費税等相当額を含めて表示された料金単価等についても、改定後の税率にもとづいて新たに算出された消費税等相当額を含む金額に改めるものとします。

48. 料金の変更

(1) 当社は、以下の各号に記載された事由が生じた場合には、電気料金単価を適当な水準に修正するため、次号以下の手順により、電気需給契約における新たな料金を定めるものとします。

イ） みなし小売電気事業者の電気需給約款上の料金単価、関連する法令および約款・要綱等が修正された場合、またはその他やむを得ない事情が発生した場合。

ロ） 当社の電気供給事業の環境変化（適用される法令制度等の変更、発電用燃料の高騰、一般社団法人日本卸電力取引所の運営する卸電力取引市場における電力取引価格の高騰等をいいます。）により、電気の調達および供給にかかる費用の合計額が電気販売収入を上回る場合であって、当社が協議を申し出た場合。

ハ） お客さまが電気需給契約書の締結に先立って当社に提出したお客さまの電気需給契約期間中の電気需要予測（もしこれが無い場合は、過去 1 年間の電気需要実績を電気需要予測とみなすものとします。）とお客さまの実際の電気需要の量が乖離した場合において、当社が協議を申し出た場合。

ニ） 燃料費等調整の変更、または電気需給約款に基づく電気料金単価の変更が円滑に行われない事情がある場合において、当社が協議を申し出た場合。

(2) 当社は、新たな料金およびその適用開始予定日（以下「新料金適用開始予定日」といいます。）を事前に書面にてお客さまに通知します。

(3) お客さまと当社は、新たな料金および新料金の適用開始予定日について、新料金適用開始予定日の15日前までに合意するものとします。

(4) 上記(3)に定める期限までに、お客さまと当社との間で新たな料金およびその適用開始日予定日について合意ができない場合には、お客さままたは当社の申し出により、契約の解約ができるものとします。

(5) 上記(2)の当社の通知に対してお客さまが異議を申し立てない場合や、上記(4)により契約の解約が行われない場合は、新料金適用開始予定日から、上記(2)において当社から通知した新たな料金を適用するものとします。

Ⅶ工事および工事費の負担金

49. 供給設備の工事費負担

(1) 送配電事業者から、託送供等給約款にもとづき、お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金、臨時工事費、費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は、当社は、請求を受けた金額に相当する金額を工事費負担金等相当額として原則として工事着手前に申し受けます。

(2) 送配電事業者から、工事完成後、当該工事費負担金等相当額に係る工事費負担金の精算を受けた場合は、当社は、工事費負担金等相当額をすみやかに精算するものといたします。

(3) 託送供給等約款にもとづき当社の負担で施設し、または取り付けることとされている設備等については、原則としてお客さまの負担で施設し、または取り付けていただきます。

(4) お客さまの都合によって需給開始に至らないで申込みを取り消しまたは変更される場合で、送配電事業者から託送供給等約款にもとづき費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは、当社は、請求を受けた金額に相当する金額を申し受けます。

Ⅷ保安

50. 保安の責任

需給地点に至るまでの供給設備ならびに計量器等需要場所内の送配電事業者の電気工作物について、送配電事業者が保安の責任を負います。

51. 保安等に対するお客さまの協力

次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当社に通知していただきます。この場合には、当社は、送配電事業者へただちに周知いたします。

イ） お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合

ロ） お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが計量器もしくは送配電事業者の設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合

ハ） お客さまが当社または送配電事業者の計量器等の電気工作物等に直接影響を及ぼすような物件の設置、変更または修繕工事をされる場合、当社に事前に通知していただき協議させていただきます。なお、保安上緊急に変更または修繕工事をされた場合には、その内容を直ちに当社に

通知していただきます。これらの場合において、保安上とくに必要があるときには、当社は、お客さまにその内容を変更していただくことがあります。

Ⅸその他

52. 管轄裁判所

お客さまとの電気需給契約に関する一切の紛争については東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

53. 準拠法

この需給約款に関する権利義務は、日本法に準拠し、これにしたがって解釈されるものといたします。

54. 連絡体制

お客さまと当社は、安定した電気の供給を確保するために必要な連絡体制を確立し、維持するものとします。

55. 反社会的勢力の排除に関する条項

(1) お客さまおよび当社は、電気需給契約締結時および将来にわたり、電気需給契約に関わる地方自治体の定める暴力団排除に関する条例に従うものとします。

(2) お客さまおよび当社は、現在および将来にわたり、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等その他これらに準ずる者（以下、これらを「反社会的勢力等」といいます。）および次のいずれかに該当しないことを表明し保証します。

イ） 反社会的勢力等が経営を支配しまたは実質的に関与していると認められる関係を有すること。

ロ） 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力等を利用していると認められる関係を有すること。

ハ） 反社会的勢力等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

ニ） 役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

(3) お客さまおよび当社は、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一つにでも該当する行為を行わないことを表明し保証します。

イ） 暴力的な要求行為

ロ） 法的な責任をこえた不当な要求行為

ハ） 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

ニ) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為

ホ) その他、上記に準ずる行為

(4) お客さまおよび当社は、相手方が上記(2)および(3)のいずれか一にでも違反した場合は、相手方の有する期限の利益を喪失させ、また、通知または催告等何らの手続きを要しないで直ちに電気需給契約を解除することができるものとします。

(5) お客さまおよび当社は、上記(4)にもとづく解除により解除された当事者が被った損害につき、一切の義務および責任を負わないものとします。

この需給約款は 2026 年 12 月 1 日より施行するものとします。

附則

1. 季節、休日、時間帯区分

季節区分、休日区分および時間帯区分はそれぞれ次のとおりといたします。

(1) 北海道エリアの季節、休日、時間帯区分

	対象日時	
休日区分	休日	土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日
	平日	休日以外
時間帯区分	昼間時間	日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日を除いた午前8時から午後10時までの時間
	夜間時間	昼間時間以外の時間

(2) 東北エリアの季節、休日、時間帯区分

	対象日時	
季節区分	夏季	毎年7月1日から9月30日までの期間
	その他季	毎年10月1日から翌年6月30日までの期間
休日区分	休日	土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、1月4日、4月30日、5月1日、5月2日、12月29日、12月30日、12月31日
	平日	休日以外
時間帯区分	ピーク時間	日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、1月4日、4月30日、5月1日、5月2日、12月29日、12月30日、12月31日を除いた夏季の午後1時から午後4時までの時間
	昼間時間	日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、1月4日、4月30日、5月1日、5月2日、12月29日、12月30日、12月31日およびピーク時間を除いた午前8時から午後10時までの時間
	夜間時間	ピーク時間および昼間時間以外の時間

(3) 東京エリアの季節、休日、時間帯区分

	対象日時

季節区分	夏季	毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間
	その他季	毎年 10 月 1 日から翌年 6 月 30 日までの期間
休日区分	休日	土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1 月 2 日、1 月 3 日、4 月 30 日、5 月 1 日、5 月 2 日、12 月 30 日、12 月 31 日
	平日	休日以外
時間帯区分	ピーク時間	日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1 月 2 日、1 月 3 日、4 月 30 日、5 月 1 日、5 月 2 日、12 月 30 日、12 月 31 日を除いた夏季の午後 1 時から午後 4 時までの時間
	昼間時間	日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1 月 2 日、1 月 3 日、4 月 30 日、5 月 1 日、5 月 2 日、12 月 30 日、12 月 31 日およびピーク時間を除いた午前 8 時から午後 10 時までの時間
	夜間時間	ピーク時間および昼間時間以外の時間

(4) 中部エリアの季節、休日、時間帯区分

	対象日時	
季節区分	夏季	毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間
	その他季	毎年 10 月 1 日から翌年 6 月 30 日までの期間
休日区分	休日	土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1 月 2 日、1 月 3 日、4 月 30 日、5 月 1 日、5 月 2 日、12 月 30 日、12 月 31 日
	平日	休日以外
時間帯区分	重負荷時間	日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1 月 2 日、1 月 3 日、4 月 30 日、5 月 1 日、5 月 2 日、12 月 30 日、12 月 31 日を除いた夏季の午後 1 時から午後 4 時までの時間
	昼間時間	日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1 月 2 日、1 月 3 日、4 月 30 日、5 月 1 日、5 月 2 日、12 月 30 日、12 月 31 日およびピーク時間を除いた午前 8 時から午後 10 時までの時間
	夜間時間	ピーク時間および昼間時間以外の時間

(5) 北陸エリアの季節、休日、時間帯区分

	対象日時	
季節区分	夏季	毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間
	その他季	毎年 10 月 1 日から翌年 6 月 30 日までの期間
休日区分	休日	土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1 月 2 日、1 月 3 日、1 月 4 日、5 月 1 日、5 月 2 日、12 月 30 日、12 月 31 日
	平日	休日以外

時間帯区分	ピーク時間	日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、1月4日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日を除いた夏季の午後1時から午後4時までの時間
	昼間時間	日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、1月4日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日およびピーク時間を除いた午前8時から午後10時までの時間
	夜間時間	ピーク時間および昼間時間以外の時間

(6) 関西エリアの季節、休日、時間帯区分

	対象日時	
季節区分	夏季	毎年7月1日から9月30日までの期間
	その他季	毎年10月1日から翌年6月30日までの期間
休日区分	休日	土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、1月4日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日
	平日	休日以外
時間帯区分	重負荷時間	日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日を除いた夏季の午後1時から午後4時までの時間
	昼間時間	日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日およびピーク時間を除いた午前8時から午後10時までの時間
	夜間時間	ピーク時間および昼間時間以外の時間

(7) 中国エリアの季節、休日、時間帯区分

	対象日時	
季節区分	夏季	毎年7月1日から9月30日までの期間
	その他季	毎年10月1日から翌年6月30日までの期間
休日区分	休日	土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、1月4日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日
	平日	休日以外
時間帯区分	ピーク時間	日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、1月4日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日を除いた夏季の午後1時から午後4時までの時間
	昼間時間	日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、1月4日、5月1日、5

		月 2 日、12 月 30 日、12 月 31 日およびピーク時間を除いた午前 8 時から午後 10 時までの時間
	夜間時間	ピーク時間および昼間時間以外の時間

(8) 四国エリアの季節、休日、時間帯区分

	対象日時	
季節区分	夏季	毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間
	その他季	毎年 10 月 1 日から翌年 6 月 30 日までの期間
休日区分	休日	土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1 月 2 日、1 月 3 日、1 月 4 日、5 月 1 日、5 月 2 日、12 月 30 日、12 月 31 日
	平日	休日以外
時間帯区分	ピーク時間	日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1 月 2 日、1 月 3 日、4 月 30 日、5 月 1 日、5 月 2 日、12 月 30 日、12 月 31 日を除いた夏季の午後 1 時から午後 4 時までの時間
	昼間時間	日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1 月 2 日、1 月 3 日、4 月 30 日、5 月 1 日、5 月 2 日、12 月 30 日、12 月 31 日およびピーク時間を除いた午前 8 時から午後 10 時までの時間
	夜間時間	ピーク時間および昼間時間以外の時間

(9) 九州エリアの季節、休日、時間帯区分

	対象日時	
季節区分	夏季	毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間
	その他季	毎年 10 月 1 日から翌年 6 月 30 日までの期間
休日区分	休日	土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1 月 2 日、1 月 3 日、4 月 30 日、5 月 1 日、5 月 2 日、12 月 30 日、12 月 31 日
	平日	休日以外
時間帯区分	ピーク時間	日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1 月 2 日、1 月 3 日、4 月 30 日、5 月 1 日、5 月 2 日、12 月 30 日、12 月 31 日を除いた夏季の午後 1 時から午後 4 時までの時間
	昼間時間	日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1 月 2 日、1 月 3 日、4 月 30 日、5 月 1 日、5 月 2 日、12 月 30 日、12 月 31 日およびピーク時間を除いた午前 8 時から午後 10 時までの時間
	夜間時間	ピーク時間および昼間時間以外の時間

2. 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー 特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の 5 月の料金に係る検針期間の始期から翌年の 4 月の料金に係る検針期間の終期までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ） 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その 1 ヶ月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。また、予備電力の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、常時供給分の再生可能エネルギー発電促進賦課金とあわせて算定いたします。

ロ） お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、お客さまからの申出の直後の 5 月の料金に係る検針期間の始期から翌年の 4 月の料金に係る検針期間の終期（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針期間の終期といたします。）までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項の規定により、再生可能エネルギー 電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。なお、減免額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

3. 燃料費等調整

(1) 燃料費等調整額の算定

燃料費等調整額は、燃料費調整額、市場価格調整額および離島ユニバーサルサービス調整額によって次の通り算定いたします。

燃料費等調整額 ＝ 燃料費調整額 ＋ 市場価格調整額 ＋ 離島ユニバーサルサービス調整額

(2) 燃料費調整額の算定

イ） 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格 ＝ A × α ＋ B × β ＋ C × γ

A ＝ 各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格

B ＝ 各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均液化天然ガス価格

C ＝ 各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均石炭価格

α、β、γは送配電事業者エリア別に下記表の通りといたします。

エリア	α	β	γ
北海道エリア	0.1946	0.0827	1.0081
東北エリア	0.0202	0.2699	0.8714
東京エリア	0.0030	0.3489	0.7318
中部エリア	0.2845	0.3302	0.3571
北陸エリア	0.0415	0.0745	1.2499
関西エリア	0.0045	0.1974	1.0532
中国エリア	0.0406	0.0982	1.2015
四国エリア	0.0845	0.0699	1.1962
九州エリア	0.0028	0.1819	1.0863

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。

ロ） 燃料費調整単価

燃料費調整単価は消費税等相当額を含む金額とし、次の算式によって算定された値といたします。なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(a) 北海道エリア・東北エリア・東京エリア・北陸エリア・関西エリア・中国エリア・四国エリア・九州エリア

$$燃料費調整単価 = (平均燃料価格 - 基準燃料価格) \times \frac{ハ）の基準単価}{1{,}000}$$

(b) 中部エリア

$$燃料費調整単価 = (平均燃料価格 - 基準燃料価格) \times \frac{ハ）の基準単価}{1{,}000} + ニ）のヘンリーハブ価格調整単価$$

各式で用いる基準燃料価格は下記表の通りといたします。

エリア	基準燃料価格
北海道エリア	51,400 円
東北エリア	39,300 円
東京エリア	49,800 円
中部エリア	52,900 円
北陸エリア	79,800 円
関西エリア	47,000 円
中国エリア	41,900 円
四国エリア	80,300 円
九州エリア	46,100 円

ハ) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、1 キロワット時につき、次のとおりといたします。

エリア	単価

北海道エリア	高圧で供給する場合：18 銭 8 厘 特別高圧で供給する場合：18 銭 3 厘
東北エリア	高圧で供給する場合：18 銭 3 厘 特別高圧で供給する場合：17 銭 6 厘
東京エリア	高圧で供給する場合：19 銭 0 厘 特別高圧で供給する場合：18 銭 5 厘
中部エリア	高圧で供給する場合：9 銭 2 厘 特別高圧で供給する場合：9 銭 1 厘
北陸エリア	高圧で供給する場合：15 銭 7 厘 特別高圧で供給する場合：15 銭 4 厘
関西エリア	高圧で供給する場合：10 銭 6 厘 特別高圧で供給する場合：10 銭 5 厘
中国エリア	高圧で供給する場合：17 銭 7 厘 特別高圧で供給する場合：17 銭 4 厘
四国エリア	高圧で供給する場合：15 銭 4 厘 特別高圧で供給する場合：15 銭 0 厘
九州エリア	高圧で供給する場合：9 銭 8 厘 特別高圧で供給する場合：9 銭 6 厘

ニ) ヘンリーハブ価格調整単価

ヘンリーハブ価格調整単価は消費税等相当額を含む金額とし、次の算式によって算定された値といたします。なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

$$\text{ヘンリーハブ価格調整単価} = \left(\text{ホ）の基準ヘンリーハブ単価} \times \frac{\text{ヘンリーハブ価格}}{2{,}867} + \text{ヘ）の基準輸送関連単価}\right) \times \frac{\text{平均為替レート}}{147.60} - \text{ト）の基準ヘンリーハブ・輸送関連単価}$$

ホ) 基準ヘンリーハブ単価

基準ヘンリーハブ単価は、ヘンリーハブ価格が 2,867 ドル変動した場合の値とし、1 キロワット時につき、次のとおりといたします。

エリア	単価
中部エリア	高圧で供給する場合：23 銭 6 厘 特別高圧で供給する場合：23 銭 3 厘

ヘ) 基準輸送関連単価

基準輸送関連単価は、平均為替レートが 147.60 円変動した場合の値とし、1 キロワット時につき、次のとおりといたします。

エリア	単価
中部エリア	高圧で供給する場合：45 銭 8 厘 特別高圧で供給する場合：45 銭 2 厘

ト） 基準ヘンリーハブ・輸送関連単価

基準ヘンリーハブ・輸送関連単価は、1 キロワット時につき、ホ）の基準ヘンリーハブ単価およびヘ）の基準輸送関連単価の合計値といたします。

チ） 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(5)のとおりといたします。

リ） 燃料費調整額

燃料費調整額は、その 1 ヶ月の使用電力量にロ）によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(3) 市場価格調整額の算定

市場価格調整額は、エリア別に下記の通りといたします。

イ） 北海道エリア

(a) 平均市場価格

1 キロワット時当たりの平均市場価格は、スポット市場価格にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。なお、平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

平均市場価格 ＝ X × δ1 ＋ Y × δ2

X ＝ 各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の平均値

Y ＝ 各平均市場価格算定期間のうち毎日午前 8 時から午後 4 時までの時間におけるスポット市場価格の平均値

δ1 ＝ 0.6760

δ2 ＝ 0.3240

なお、各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の平均値および各平均市場価格算定期間のうち毎日午前8時から午後4時までの時間におけるスポット市場価格の平均値の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(b) 市場価格調整単価

市場価格調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。なお、市場価格調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

i. 1キロワット時当たりの平均市場価格が12円24銭を下回る場合

市場価格調整単価 ＝ （12円24銭 － 平均市場価格） × (e)の調整係数

ii. 1キロワット時当たりの平均市場価格が12円24銭を上回る場合

市場価格調整単価 ＝ （平均市場価格 － 12円24銭） × (e)の調整係数

(c) 市場価格調整単価の適用

各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された市場価格調整単価は、その平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は、(5)のとおりといたします。

(d) 市場価格調整額

市場価格調整額は、その 1 ヶ月の使用電力量に(b)によって算定された市場価格調整単価を適用して算定いたします。なお、市場価格調整単価が(b) i により算定される場合は、市場価格調整額を差し引くものとし、市場価格調整単価が(b) ii により算定される場合は、市場価格調整額を加えるものといたします。

(e) 調整係数

調整係数は、次のとおりとします。

高圧	0.229
特別高圧	0.223

ロ) 東北エリア

(a) 平均市場価格

1キロワット時当たりの平均市場価格は、スポット市場価格にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。なお、平均市場価格の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

平均市場価格 ＝ X × δ1 ＋ Y × δ2

X ＝ 各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の平均値

Y ＝ 各平均市場価格算定期間のうち毎日午前 8 時から午後 4 時までの時間におけるスポット市場価格の平均値

δ1 ＝ 0.5332

δ2 ＝ 0.4668

なお、各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の平均値および各平均市場価格算定期間のうち毎日午前 8 時から午後 4 時までの時間におけるスポット市場価格の平均値の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(b) 市場価格調整単価

市場価格調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。なお、市場価格調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

i. 1 キロワット時当たりの平均市場価格が 11 円 51 銭を下回る場合

市場価格調整単価 ＝ （11 円 51 銭 － 平均市場価格） × (e)の調整係数

ii. 1 キロワット時当たりの平均市場価格が 11 円 51 銭を上回る場合

市場価格調整単価 ＝ （平均市場価格 － 11 円 51 銭） × (e)の調整係数

(c) 市場価格調整単価の適用

各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された市場価格調整単価は、その平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は、(5)のとおりといたします。

(d) 市場価格調整額

市場価格調整額は、その 1 ヶ月の使用電力量に(b)によって算定された市場価格調整単価を適用して算定いたします。なお、市場価格調整単価が(b) i により算定される場合は、市場価格調整額を差し引くものとし、市場価格調整単価が(b) ii により算定される場合は、市場価格調整額を加えるものといたします。

(e) 調整係数

調整係数は、次のとおりとします。

高圧	0. 129

特別高圧	0.124

ハ) 東京エリア

(a) 平均市場価格

1 キロワット時当たりの平均市場価格は、スポット市場価格にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。なお、平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

平均市場価格 ＝ X × δ1 ＋ Y × δ2

X ＝ 各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の平均値

Y ＝ 各平均市場価格算定期間のうち毎日午前 8 時から午後 4 時までの時間におけるスポット市場価格の平均値

δ1 ＝ 0.5425

δ2 ＝ 0.4575

なお、各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の平均値および各平均市場価格算定期間のうち毎日午前 8 時から午後 4 時までの時間におけるスポット市場価格の平均値の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(b) 市場価格調整単価

市場価格調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。なお、市場価格調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

i. 1 キロワット時当たりの平均市場価格が 12 円 64 銭を下回る場合

市場価格調整単価 ＝ （12 円 64 銭 － 平均市場価格） × (e)の調整係数

ii. 1 キロワット時当たりの平均市場価格が 12 円 64 銭を上回る場合

市場価格調整単価 ＝ （平均市場価格 － 12 円 64 銭） × (e)の調整係数

(c) 市場価格調整単価の適用

各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された市場価格調整単価は、その平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は、(5)のとおりといたします。

(d) 市場価格調整額

市場価格調整額は、その 1 ヶ月の使用電力量に(b)によって算定された市場価格調整単価を適用して算定いたします。なお、市場価格調整単価が(b) i により算定される場合は、市場価格調整額を差し引くものとし、市場価格調整単価が(b) ii により算定される場合は、市場価格調整額を加えるものといたします。

(e) 調整係数

各燃料費等調整単価適用期間に対応する調整係数は、加重平均市場価格が１円変動した場合の値とし，燃料費等調整単価適用期間ごとに定めます。

i. 高圧で電気の供給を受ける場合

燃料費等調整単価適用期間	調整係数
毎年１月の料金に係る計量期間等	0.261
毎年２月の料金に係る計量期間等	0.246
毎年３月の料金に係る計量期間等	0.263
毎年４月の料金に係る計量期間等	0.304
毎年５月の料金に係る計量期間等	0.290
毎年６月の料金に係る計量期間等	0.249
毎年７月の料金に係る計量期間等	0.210
毎年８月の料金に係る計量期間等	0.201
毎年９月の料金に係る計量期間等	0.240
毎年１０月の料金に係る計量期間等	0.284
毎年１１月の料金に係る計量期間等	0.326
毎年１２月の料金に係る計量期間等	0.297

ii. 特別高圧で電気の供給を受ける場合

燃料費等調整単価適用期間	調整係数
毎年１月の料金に係る計量期間等	0.254
毎年２月の料金に係る計量期間等	0.241
毎年３月の料金に係る計量期間等	0.256

毎年４月の料金に係る計量期間等	0.296
毎年５月の料金に係る計量期間等	0.283
毎年６月の料金に係る計量期間等	0.243
毎年７月の料金に係る計量期間等	0.205
毎年８月の料金に係る計量期間等	0.196
毎年９月の料金に係る計量期間等	0.234
毎年１０月の料金に係る計量期間等	0.276
毎年１１月の料金に係る計量期間等	0.318
毎年１２月の料金に係る計量期間等	0.289

ニ) 中部エリア

(a) 平均市場価格

1 キロワット時当たりの平均市場価格は、スポット市場価格にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。なお、平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

平均市場価格 ＝ X × δ1 ＋ Y × δ2

X ＝ 各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の平均値

Y ＝ 各平均市場価格算定期間のうち毎日午前 6 時から午後 6 時までの時間におけるスポット市場価格の平均値

δ1 ＝ 0.8495

δ2 ＝ 0.1505

なお、各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の平均値および各平均市場価格算定期間のうち毎日午前 6 時から午後 6 時までの時間におけるスポット市場価格の平均値の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(b) 市場価格調整単価

市場価格調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。なお、市場価格調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

i.　1キロワット時当たりの平均市場価格が12円16銭を下回る場合

市場価格調整単価 ＝ （12円16銭 － 平均市場価格） × (e)の調整係数

ii.　1キロワット時当たりの平均市場価格が12円16銭を上回る場合

市場価格調整単価 ＝ （平均市場価格 － 12円16銭） × (e)の調整係数

(c)　市場価格調整単価の適用

各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された市場価格調整単価は、その平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は、(5)のとおりといたします。

(d)　市場価格調整額

市場価格調整額は、その 1 ヶ月の使用電力量に(b)によって算定された市場価格調整単価を適用して算定いたします。なお、市場価格調整単価が(b) i により算定される場合は、市場価格調整額を差し引くものとし、市場価格調整単価が(b) ii により算定される場合は、市場価格調整額を加えるものといたします。

(e)　調整係数

各燃料費等調整単価適用期間に対応する調整係数は、上限を超えない範囲で、平均市場価格が1円変動した場合の値とし，燃料費等調整単価適用期間ごとに定めます。

i.　高圧で電気の供給を受ける場合

燃料費等調整単価適用期間	調整係数
毎年1月の料金に係る計量期間等	0.359
毎年2月の料金に係る計量期間等	0.375
毎年3月の料金に係る計量期間等	0.333
毎年4月の料金に係る計量期間等	0.253
毎年5月の料金に係る計量期間等	0.229
毎年6月の料金に係る計量期間等	0.266
毎年7月の料金に係る計量期間等	0.266

毎年８月の料金に係る計量期間等	0.275
毎年９月の料金に係る計量期間等	0.245
毎年１０月の料金に係る計量期間等	0.240
毎年１１月の料金に係る計量期間等	0.281
毎年１２月の料金に係る計量期間等	0.311

ii.　特別高圧で電気の供給を受ける場合

燃料費等調整単価適用期間	調整係数
毎年１月の料金に係る計量期間等	0.354
毎年２月の料金に係る計量期間等	0.370
毎年３月の料金に係る計量期間等	0.329
毎年４月の料金に係る計量期間等	0.249
毎年５月の料金に係る計量期間等	0.226
毎年６月の料金に係る計量期間等	0.262
毎年７月の料金に係る計量期間等	0.263
毎年８月の料金に係る計量期間等	0.272
毎年９月の料金に係る計量期間等	0.242
毎年１０月の料金に係る計量期間等	0.237
毎年１１月の料金に係る計量期間等	0.277
毎年１２月の料金に係る計量期間等	0.307

なお、上限値は次のとおりといたします。

高圧で電気の供給を受ける場合	0.500
特別高圧で電気の供給を受ける場合	0.493

ホ) 北陸エリア

(a) 平均市場価格

1 キロワット時当たりの平均市場価格は、スポット市場価格にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。なお、平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

平均市場価格 ＝ 各平均市場価格算定期間のうち毎日午前 6 時から午後 6 時までの時間におけるスポット市場価格の平均値

なお、各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の平均値および各平均市場価格算定期間のうち毎日午前 6 時から午後 6 時までの時間におけるスポット市場価格の平均値の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(b) 市場価格調整単価

市場価格調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。なお、市場価格調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

i. 1 キロワット時当たりの平均市場価格が 5 円 00 銭を下回る場合

市場価格調整単価 ＝ （平均市場価格 － 5 円 00 銭） × (e)の調整係数

ii. 1 キロワット時当たりの平均市場価格が 29 円 00 銭を上回る場合

市場価格調整単価 ＝ （平均市場価格 － 29 円 00 銭） × (e)の調整係数

iii. 1 キロワット時当たりの平均市場価格が 5 円 00 銭以上、29 円 00 銭以下の場合

市場価格調整単価は　　零とします。

(c) 市場価格調整単価の適用

各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された市場価格調整単価は、その平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は、(5)のとおりといたします。

(d) 市場価格調整額

市場価格調整額は、その 1 ヶ月の使用電力量に(b)によって算定された市場価格調整単価を適用して算定いたします。なお、市場価格調整単価が(b) i により算定される場合は、市場価格調整額を差し引くものとし、市場価格調整単価が(b) ii により算定される場合は、市場価格調整額を加えるものといたします。

(e) 調整係数

調整係数は、次のとおりとします。

高圧	0. 149
特別高圧	0. 145

へ) 関西エリア

(a) 平均市場価格

1 キロワット時当たりの平均市場価格は、スポット市場価格にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。なお、平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

平均市場価格 ＝ X × δ1 ＋ Y × δ2

X ＝ 各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の平均値

Y ＝ 各平均市場価格算定期間のうち毎日午前 8 時から午後 4 時までの時間におけるスポット市場価格の平均値

δ1 ＝ 0.9162

δ2 ＝ 0.0838

なお、各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の平均値および各平均市場価格算定期間のうち毎日午前 8 時から午後 4 時までの時間におけるスポット市場価格の平均値の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(b) 市場価格調整単価

市場価格調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。なお、市場価格調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

i. 1 キロワット時当たりの平均市場価格が 10 円 82 銭を下回る場合

市場価格調整単価 ＝ （10 円 82 銭 － 平均市場価格） × (e)の調整係数

ii. 1 キロワット時当たりの平均市場価格が 10 円 82 銭を上回る場合

市場価格調整単価 ＝ （平均市場価格 － 10 円 82 銭） × (e)の調整係数

(c) 市場価格調整単価の適用

各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された市場価格調整単価は、その平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は、(5)のとおりといたします。

(d) 市場価格調整額

市場価格調整額は、その 1 ヶ月の使用電力量に(b)によって算定された市場価格調整単価を適用して算定いたします。なお、市場価格調整単価が(b) i により算定される場合は、市場価格調整額を差し引くものとし、市場価格調整単価が(b) ii により算定される場合は、市場価格調整額を加えるものといたします。

(e) 調整係数

各燃料費等調整単価適用期間に対応する調整係数は、上限を超えない範囲で、平均市場価格が 1 円変動した場合の値とし，燃料費等調整単価適用期間ごとに定めます。

iii. 高圧で電気の供給を受ける場合

燃料費等調整単価適用期間	調整係数
毎年１月の料金に係る計量期間等	0.293
毎年２月の料金に係る計量期間等	0.299
毎年３月の料金に係る計量期間等	0.194
毎年４月の料金に係る計量期間等	0.499
毎年５月の料金に係る計量期間等	0.499
毎年６月の料金に係る計量期間等	0.153
毎年７月の料金に係る計量期間等	0.121
毎年８月の料金に係る計量期間等	0.122
毎年９月の料金に係る計量期間等	0.242
毎年１０月の料金に係る計量期間等	0.254
毎年１１月の料金に係る計量期間等	0.253

毎年１２月の料金に係る計量期間等	0.179

iv.　特別高圧で電気の供給を受ける場合

燃料費等調整単価適用期間	調整係数
毎年１月の料金に係る計量期間等	0.295
毎年２月の料金に係る計量期間等	0.191
毎年３月の料金に係る計量期間等	0.212
毎年４月の料金に係る計量期間等	0.493
毎年５月の料金に係る計量期間等	0.151
毎年６月の料金に係る計量期間等	0.119
毎年７月の料金に係る計量期間等	0.120
毎年８月の料金に係る計量期間等	0.239
毎年９月の料金に係る計量期間等	0.251
毎年１０月の料金に係る計量期間等	0.250
毎年１１月の料金に係る計量期間等	0.177
毎年１２月の料金に係る計量期間等	0.289

なお、上限値は次のとおりといたします。

高圧で電気の供給を受ける場合	0.499
特別高圧で電気の供給を受ける場合	0.493

ト)　中国エリア

(a)　平均市場価格

1 キロワット時当たりの平均市場価格は、スポット市場価格にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。なお、平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小

数点以下第1位で四捨五入いたします。

平均市場価格 ＝ X × δ1 ＋ Y × δ2

X ＝ 各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の平均値

Y ＝ 各平均市場価格算定期間のうち毎日午前8時から午後4時までの時間におけるスポット市場価格の平均値

δ1 ＝ 0.4861

δ2 ＝ 0.5139

なお、各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の平均値および各平均市場価格算定期間のうち毎日午前8時から午後4時までの時間におけるスポット市場価格の平均値の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(b) 市場価格調整単価

市場価格調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。なお、市場価格調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

i. 1キロワット時当たりの平均市場価格が9円45銭を下回る場合

市場価格調整単価 ＝ （9円45銭 － 平均市場価格） × (e)の調整係数

ii. 1キロワット時当たりの平均市場価格が9円45銭を上回る場合

市場価格調整単価 ＝ （平均市場価格 － 9円45銭） × (e)の調整係数

(c) 市場価格調整単価の適用

各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された市場価格調整単価は、その平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は、(5)のとおりといたします。

(d) 市場価格調整額

市場価格調整額は、その 1 ヶ月の使用電力量に(b)によって算定された市場価格調整単価を適用して算定いたします。なお、市場価格調整単価が(b) i により算定される場合は、市場価格調整額を差し引くものとし、市場価格調整単価が(b) ii により算定される場合は、市場価格調整額を加えるものといたします。

(e) 調整係数

調整係数は、次のとおりとします。

高圧	0.265
特別高圧	0.259

チ) 四国エリア

市場価格調整額は零とする。

リ) 九州エリア

(a) 平均市場価格

1 キロワット時当たりの平均市場価格は、スポット市場価格にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。なお、平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

平均市場価格 ＝ X × δ1 ＋ Y × δ2

X ＝ 各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の平均値

Y ＝ 各平均市場価格算定期間のうち毎日午前 6 時から午後 6 時までの時間におけるスポット市場価格の平均値

δ1 ＝ 0.4627

δ2 ＝ 0.5373

なお、各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の平均値および各平均市場価格算定期間のうち毎日午前 6 時から午後 6 時までの時間におけるスポット市場価格の平均値の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(b) 市場価格調整単価

市場価格調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。なお、市場価格調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

i. 1 キロワット時当たりの平均市場価格が 8 円 22 銭を下回る場合

市場価格調整単価 ＝ （8 円 22 銭 － 平均市場価格） × (e)の調整係数

ii. 1 キロワット時当たりの平均市場価格が 8 円 22 銭を上回る場合

市場価格調整単価 ＝ （平均市場価格 － 8 円 22 銭） × (e)の調整係数

(c) 市場価格調整単価の適用

各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された市場価格調整単価は、その平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は、(5)のとおりといたします。

(d) 市場価格調整額

市場価格調整額は、その 1 ヶ月の使用電力量に(b)によって算定された市場価格調整単価を適用して算定いたします。なお、市場価格調整単価が(b) i により算定される場合は、市場価格調整額を差し引くものとし、市場価格調整単価が(b) ii により算定される場合は、市場価格調整額を加えるものといたします。

(e) 調整係数

調整係数は、次のとおりとします。

高圧	0.284
特別高圧	0.278

(4) 離島ユニバーサルサービス調整額の算定

イ) 離島平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。なお、離島平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

離島平均燃料価格 ＝ A × α ＋ B × β ＋ C × γ

A ＝ 各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B ＝ 各離島平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C ＝ 各離島平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

α、β、γは下記表の通りといたします。

エリア	α	β	γ
北海道エリア	1.0000	－	－
東北エリア	1.0000	－	－
東京エリア	－	－	－
中部エリア	－	－	－

北陸エリア	－	－	－
関西エリア	－	－	－
中国エリア	1.0000	－	－
四国エリア	－	－	－
九州エリア	1.0000	－	－

なお、各離島各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ） 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入致します。

(a) 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島基準燃料価格を下回る場合

離島ユニバーサルサービス調整単価 ＝ (離島基準燃料価格 － 離島平均燃料価格)

$$\times \frac{\text{ハ）の離島基準単価}}{1{,}000}$$

(b) 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島基準燃料価格を上回り、かつ離島調整上限燃料価格以下の場合

離島ユニバーサルサービス調整単価 ＝ (離島平均燃料価格 － 離島基準燃料価格)

$$\times \frac{\text{ハ）の離島基準単価}}{1{,}000}$$

(c) 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島調整上限燃料価格を上回る場合

離島ユニバーサルサービス調整単価 ＝ (離島調整上限燃料価格 － 離島基準燃料価格)

$$\times \frac{\text{ハ）の離島基準単価}}{1{,}000}$$

各式で用いる離島基準燃料価格および離島調整上限燃料価格は下記表の通りといたします。

エリア	離島基準燃料価格	離島調整上限燃料価格
北海道エリア	79,300 円	119,000 円
東北エリア	79,300 円	119,000 円
東京エリア	―	―
中部エリア	―	―
北陸エリア	―	―
関西エリア	―	―
中国エリア	79,300 円	119,000 円
四国エリア	―	―
九州エリア	79,300 円	―

ハ) 離島基準単価

離島基準単価は、離島平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

エリア	離島基準単価
北海道エリア	1 厘
東北エリア	1 厘
東京エリア	―
中部エリア	―
北陸エリア	―

関西エリア	－
中国エリア	1 厘
四国エリア	－
九州エリア	3 厘

ニ) 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、(5)のとおりといたします。

ホ) 離島ユニバーサルサービス調整額

離島ユニバーサルサービス調整額は、その 1 ヶ月の使用電力量にロ）によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価がロ）(a)により算定される場合は、離島ユニバーサルサービス調整額を差し引くものとし、離島ユニバーサルサービス調整単価がロ）(b)および(c)により算定される場合は、離島ユニバーサルサービス調整額を加えるものといたします。

(5) 適用期間

各平均燃料価格、平均市場価格、および離島平均燃料価格の算定期間に対応する燃料費調整単価、市場価格調整単価および離島ユニバーサルサービス調整単価の適用期間は、次のとおりといたします。

イ) 北海道エリア、中国エリア、四国エリア

平均燃料価格算定期間 平均市場価格算定期間 離島平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間 市場価格調整単価適用期間 離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日まで	その年の 6 月の料金に係る検針期間
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日まで	その年の 7 月の料金に係る検針期間
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日まで	その年の 8 月の料金に係る検針期間

毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日まで	その年の 9 月の料金に係る検針期間
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日まで	その年の 10 月の料金に係る検針期間
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日まで	その年の 11 月の料金に係る検針期間
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日まで	その年の 12 月の料金に係る検針期間
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日まで	翌年の 1 月の料金に係る検針期間
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日まで	翌年の 2 月の料金に係る検針期間
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日まで	翌年の 3 月の料金に係る検針期間
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日まで	翌年の 4 月の料金に係る検針期間
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日まで（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間）	翌年の 5 月の料金に係る検針期間

ロ） 東北エリア

平均燃料価格算定期間 離島平均燃料価格算定期間	平均市場価格算定期間	燃料費調整単価適用期間 市場価格調整単価適用期間 離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日まで	毎年 4 月 21 日から 5 月 20 日まで	その年の 6 月の料金に係る検針期間
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日まで	毎年 5 月 21 日から 6 月 20 日まで	その年の 7 月の料金に係る検針期間
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日まで	毎年 6 月 21 日から 7 月 20 日まで	その年の 8 月の料金に係る検針期間
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日まで	毎年 7 月 21 日から 8 月 20 日まで	その年の 9 月の料金に係る検針期間
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日まで	毎年 8 月 21 日から 9 月 20 日まで	その年の 10 月の料金に係る検針期間
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日まで	毎年 9 月 21 日から 10 月 20 日まで	その年の 11 月の料金に係る検針期間
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日まで	毎年 10 月 21 日から 11 月 20 日まで	その年の 12 月の料金に係る検針期間
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日まで	毎年 11 月 21 日から 12 月 20 日まで	翌年の 1 月の料金に係る検針期間

毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日まで	毎年 12 月 21 日から翌年 1 月 20 日まで	翌年の 2 月の料金に係る検針期間
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日まで	毎年 1 月 21 日から 2 月 20 日まで	翌年の 3 月の料金に係る検針期間
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日まで	毎年 2 月 21 日から 3 月 20 日まで	翌年の 4 月の料金に係る検針期間
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日まで（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間）	毎年 3 月 21 日から 4 月 20 日まで	翌年の 5 月の料金に係る検針期間

ハ) 東京エリア

平均燃料価格算定期間 離島平均燃料価格算定期間	平均市場価格算定期間	燃料費調整単価適用期間 市場価格調整単価適用期間 離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日まで	毎年 1 月 21 日から 4 月 20 日まで	その年の 6 月の料金に係る検針期間
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日まで	毎年 2 月 21 日から 5 月 20 日まで	その年の 7 月の料金に係る検針期間
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日まで	毎年 3 月 21 日から 6 月 20 日まで	その年の 8 月の料金に係る検針期間
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日まで	毎年 4 月 21 日から 7 月 20 日まで	その年の 9 月の料金に係る検針期間
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日まで	毎年 5 月 21 日から 8 月 20 日まで	その年の 10 月の料金に係る検針期間
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日まで	毎年 6 月 21 日から 9 月 20 日まで	その年の 11 月の料金に係る検針期間
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日まで	毎年 7 月 21 日から 10 月 20 日まで	その年の 12 月の料金に係る検針期間
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日まで	毎年 8 月 21 日から 11 月 20 日まで	翌年の 1 月の料金に係る検針期間
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日まで	毎年 9 月 21 日から 12 月 20 日まで	翌年の 2 月の料金に係る検針期間
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日まで	毎年 10 月 21 日から翌年の 1 月 20 日まで	翌年の 3 月の料金に係る検針期間
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日まで	毎年 11 月 21 日から翌年の 2 月 20 日まで	翌年の 4 月の料金に係る検針期間
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日まで（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間）	毎年 12 月 21 日から翌年の 3 月 20 日まで	翌年の 5 月の料金に係る検針期間

ニ) 中部エリア

平均燃料価格算定期間 平均為替レート算定期間	ヘンリーハブ価格	平均市場価格算定期間	燃料費調整単価適用期間 市場価格調整単価適用期間
毎年3月1日から3月31日まで	毎年3月	毎年3月21日から4月20日まで	その年の6月の料金に係る検針期間
毎年4月1日から4月30日まで	毎年4月	毎年4月21日から5月20日まで	その年の7月の料金に係る検針期間
毎年5月1日から5月31日まで	毎年5月	毎年5月21日から6月20日まで	その年の8月の料金に係る検針期間
毎年6月1日から6月30日まで	毎年6月	毎年6月21日から7月20日まで	その年の9月の料金に係る検針期間
毎年7月1日から7月31日まで	毎年7月	毎年7月21日から8月20日まで	その年の10月の料金に係る検針期間
毎年8月1日から8月31日まで	毎年8月	毎年8月21日から9月20日まで	その年の11月の料金に係る検針期間
毎年9月1日から9月30日まで	毎年9月	毎年9月21日から10月20日まで	その年の12月の料金に係る検針期間
毎年10月1日から10月31日まで	毎年10月	毎年10月21日から11月20日まで	翌年の1月の料金に係る検針期間
毎年11月1日から11月30日まで	毎年11月	毎年11月21日から12月20日まで	翌年の2月の料金に係る検針期間
毎年12月1日から12月31日まで	毎年12月	毎年12月21日から翌年の1月20日まで	翌年の3月の料金に係る検針期間
毎年1月1日から1月31日まで	毎年1月	毎年1月21日から2月20日まで	翌年の4月の料金に係る検針期間
毎年2月1日から2月28日まで（閏年となる場合は、2月29日までの期間）	毎年2月	毎年2月21日から3月20日まで	翌年の5月の料金に係る検針期間

ホ) 北陸エリア

平均燃料価格算定期間	平均市場価格算定期間	燃料費調整単価適用期間 市場価格調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日まで	毎年4月24日から5月23日まで	その年の 6 月の料金に係る検針期間
毎年2月1日から4月30日まで	毎年5月24日から6月23日まで	その年の 7 月の料金に係る検針期間
毎年3月1日から5月31日まで	毎年6月24日から7月23日まで	その年の 8 月の料金に係る検針期間
毎年4月1日から6月30日まで	毎年7月24日から8月23日まで	その年の 9 月の料金に係る検針期間

毎年5月1日から7月31日まで	毎年8月24日から9月23日まで	その年の10月の料金に係る検針期間
毎年6月1日から8月31日まで	毎年9月24日から10月23日まで	その年の11月の料金に係る検針期間
毎年7月1日から9月30日まで	毎年10月24日から11月23日まで	その年の12月の料金に係る検針期間
毎年8月1日から10月31日まで	毎年11月24日から12月23日まで	翌年の1月の料金に係る検針期間
毎年9月1日から11月30日まで	毎年12月24日から翌年の1月23日まで	翌年の2月の料金に係る検針期間
毎年10月1日から12月31日まで	毎年1月24日から2月23日まで	翌年の3月の料金に係る検針期間
毎年11月1日から翌年の1月31日まで	毎年2月24日から3月23日まで	翌年の4月の料金に係る検針期間
毎年12月1日から翌年の2月28日まで（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	毎年3月24日から4月23日まで	翌年の5月の料金に係る検針期間

へ) 関西エリア

(a) 高圧で電気の供給を受ける場合

平均燃料価格算定期間 離島平均燃料価格算定期間	平均市場価格算定期間	燃料費調整単価適用期間 市場価格調整単価適用期間 離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日まで	毎年3月21日から4月20日まで	その年の6月の料金に係る検針期間
毎年2月1日から4月30日まで	毎年4月21日から5月20日まで	その年の7月の料金に係る検針期間
毎年3月1日から5月31日まで	毎年5月21日から6月20日まで	その年の8月の料金に係る検針期間
毎年4月1日から6月30日まで	毎年6月21日から7月20日まで	その年の9月の料金に係る検針期間
毎年5月1日から7月31日まで	毎年7月21日から8月20日まで	その年の10月の料金に係る検針期間
毎年6月1日から8月31日まで	毎年8月21日から9月20日まで	その年の11月の料金に係る検針期間
毎年7月1日から9月30日まで	毎年9月21日から10月20日まで	その年の12月の料金に係る検針期間
毎年8月1日から10月31日まで	毎年10月21日から11月20日まで	翌年の1月の料金に係る検針期間

毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日まで	毎年 11 月 21 日から 12 月 20 日まで	翌年の 2 月の料金に係る検針期間
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日まで	毎年 12 月 21 日から翌年 1 月 20 日まで	翌年の 3 月の料金に係る検針期間
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日まで	毎年 1 月 21 日から翌年 2 月 20 日まで	翌年の 4 月の料金に係る検針期間
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日まで（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間）	毎年 2 月 21 日から翌 3 月 20 日まで	翌年の 5 月の料金に係る検針期間

(b)　特別高圧で電気の供給を受ける場合

平均燃料価格算定期間 離島平均燃料価格算定期間	平均市場価格算定期間	燃料費調整単価適用期間 市場価格調整単価適用期間 離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日まで	毎年 4 月 21 日から 5 月 20 日まで	その年の 6 月の料金に係る検針期間
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日まで	毎年 5 月 21 日から 6 月 20 日まで	その年の 7 月の料金に係る検針期間
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日まで	毎年 6 月 21 日から 7 月 20 日まで	その年の 8 月の料金に係る検針期間
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日まで	毎年 7 月 21 日から 8 月 20 日まで	その年の 9 月の料金に係る検針期間
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日まで	毎年 8 月 21 日から 9 月 20 日まで	その年の 10 月の料金に係る検針期間
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日まで	毎年 9 月 21 日から 10 月 20 日まで	その年の 11 月の料金に係る検針期間
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日まで	毎年 10 月 21 日から 11 月 20 日まで	その年の 12 月の料金に係る検針期間
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日まで	毎年 11 月 21 日から 12 月 20 日まで	翌年の 1 月の料金に係る検針期間
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日まで	毎年 12 月 21 日から翌年 1 月 20 日まで	翌年の 2 月の料金に係る検針期間
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日まで	毎年 1 月 21 日から翌年 2 月 20 日まで	翌年の 3 月の料金に係る検針期間
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日まで	毎年 2 月 21 日から翌 3 月 20 日まで	翌年の 4 月の料金に係る検針期間
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日まで（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間）	毎年 3 月 21 日から翌 4 月 20 日まで	翌年の 5 月の料金に係る検針期間

ト) 九州エリア

平均燃料価格算定期間	離島平均燃料価格算定期間	平均市場価格算定期間	燃料費調整単価・市場価格調整単価・離島ユニバーサルサービス調整単価の適用期間
毎年3月1日から3月31日まで	毎年1月1日から3月31日まで	毎年3月21日から4月20日まで	その年の6月の料金に係る検針期間
毎年4月1日から4月30日まで	毎年2月1日から4月30日まで	毎年4月21日から5月20日まで	その年の7月の料金に係る検針期間
毎年5月1日から5月31日まで	毎年3月1日から5月31日まで	毎年5月21日から6月20日まで	その年の8月の料金に係る検針期間
毎年6月1日から6月30日まで	毎年4月1日から6月30日まで	毎年6月21日から7月20日まで	その年の9月の料金に係る検針期間
毎年7月1日から7月31日まで	毎年5月1日から7月31日まで	毎年7月21日から8月20日まで	その年の10月の料金に係る検針期間
毎年8月1日から8月31日まで	毎年6月1日から8月31日まで	毎年8月21日から9月20日まで	その年の11月の料金に係る検針期間
毎年9月1日から9月30日まで	毎年7月1日から9月30日まで	毎年9月21日から10月20日まで	その年の12月の料金に係る検針期間
毎年10月1日から10月31日まで	毎年8月1日から10月31日まで	毎年10月21日から11月20日まで	翌年の1月の料金に係る検針期間
毎年11月1日から11月30日まで	毎年9月1日から11月30日まで	毎年11月21日から12月20日まで	翌年の2月の料金に係る検針期間
毎年12月1日から12月31日まで	毎年10月1日から12月31日まで	毎年12月21日から翌年1月20日まで	翌年の3月の料金に係る検針期間
翌年1月1日から1月31日まで	毎年11月1日から翌年1月31日まで	翌年1月21日から2月20日まで	翌年の4月の料金に係る検針期間
翌年2月1日から2月28日まで（翌年が閏年の場合は、2月29日まで）	毎年12月1日から翌年2月28日まで（翌年が閏年の場合は、翌年2月29日まで）	翌年2月21日から3月20日まで	翌年の5月の料金に係る検針期間

(6) 燃料費等調整額のお知らせ

当社は、算定された燃料費等調整額を、各月の電気料金請求書に記載することでお客さまにお知らせいたします。